

# 令和4年度「国語・日本語教育」概算要求の概要

事項	前年度 予算額	令和4年度 要求・要望額	対前年度 比較増減額	
文化審議会国語分科会	9,229	9,229	0	
<b>国語施策の充実</b>	<b>48,429</b>	<b>60,839</b>	<b>12,410</b>	
調査及び調査研究(国語に関する実態調査) <b>【拡充】</b>	11,749	23,749	12,000	
国語問題研究協議会の開催	4,370	4,370	0	
危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業	32,310	32,720	410	
<b>生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進</b>	<b>989,933</b>	<b>1,277,523</b>	<b>287,590</b>	… 1
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 <b>【拡充・要望】</b>	500,261	604,375	104,114	… 2
「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業 <b>【拡充】</b>	151,813	191,813	40,000	… 3
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	43,572	26,562	▲17,010	… 4
日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業 <b>【拡充】</b>	200,001	220,664	20,663	… 5
日本語教育に関する調査及び調査研究	31,722	34,408	2,686	… 6
資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上 <b>【新規】</b>	0	86,000	86,000	… 7
「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業 <b>【新規】</b>	0	51,137	51,137	… 8
日本語教育大会の開催	3,180	3,180	0	… 9
省庁連携日本語教育基盤整備事業	4,049	4,049	0	…10
条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育	55,335	55,335	0	…11
<b>合 計</b>	<b>1,047,591</b>	<b>1,347,591</b>	<b>300,000</b>	

※このほか、日本語教育機関への継続支援事業を「事項要求」している。

## 背景・課題

我が国の在留外国人は令和2年末で289万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響で、入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化しているものの、政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を推進**。

1

日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2

日本語教育の質を向上させるための施策が必要

## 事業内容

1

確保  
展開  
日本語教育の全国  
学習機会の

### ①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

604百万円（500百万円）

令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。

令和4年度は、全体の7割を達成（47/67）、「日本語教育の参照枠」を活用した日本語教育を推進。

### ②日本語教室空白地域解消の推進強化

192百万円（152百万円）

- 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。
- インターネットを活用した日本語学習教材（つながるひろがる にほんごでのくらし）の開発・提供。令和4年度は「日本語教育の参照枠」を踏まえて動画コンテンツを追加。

### ③日本語教育の先進的取組に対する支援等

27百万円（44百万円）

NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。

### ⑤日本語教育のための基盤的取組の充実

7百万円（7百万円）

- 日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）を運用。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催。

2

向上等  
日本語教育の質の

### ①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

221百万円（200百万円）

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の教育内容、モデルカリキュラムに基づく日本語教師養成・現職者研修のカリキュラム開発・実施・普及を行う。

令和4年度は、就労及び地域日本語教育の人材に対する研修機会を拡充。

### ②日本語教育に関する調査及び調査研究

34百万円（32百万円）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、日本語教育の参照枠の検証、日本語教育機関の多言語ポータルサイトの調査 等）

### ③日本語教師の資格等に係る施策の充実（新規）

86百万円（－百万円）

公認日本語教師（仮称）の国家資格について次期通常国会への法案提出を踏まえ、資格取得に係る試験内容や試験実施機関、教育実習に必要なプログラム内容等の調査を実施。

### ④「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等（新規）

51百万円（－百万円）

文化審議会国語分科会において令和3年度中に「日本語教育の参照枠」及びその活用のための手引きが策定される予定。

生活・留学・就労等の分野において「日本語教育の参照枠」に基づく教育モデル（カリキュラム、教材、評価方法等）を開発し、公開。

## アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

## アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

## インパクト（国民・社会への影響）

- ・外国人との共生社会の実現

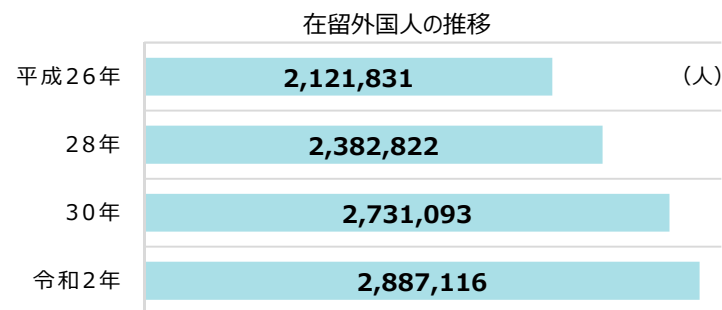
# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和4年度要求・要望額 604百万円  
(前年度予算額 500百万円)



## 背景・課題

- ①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
- ③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
- ④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。
- ⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度末にとりまとめる予定である。



出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年末現在）

## 事業内容

### 1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】

＜令和3年度採択実績＞件数：42件（継続34件、新規8件）

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
- 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 ※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

【件数・単価】40箇所→47箇所

1,150万円→1,200万円程度（市町村への支援 各県4件→5件）を想定

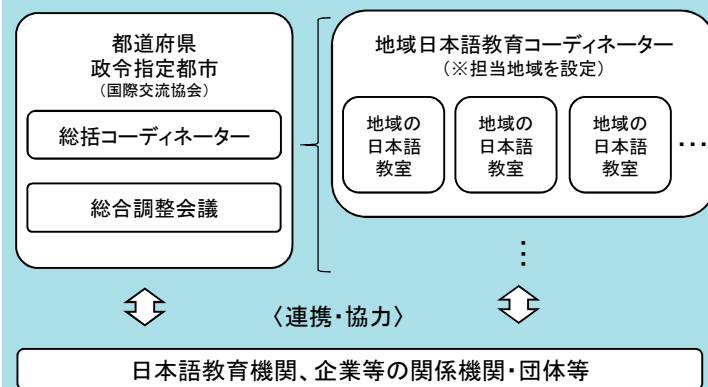
【事業期間】令和元年度～

### 2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



### 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり



### アウトプット（活動目標）

- ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

### アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。  
（令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）

### インパクト（国民・社会への影響）

- ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- ③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会との接点としてセーフティネットとして機能する

# 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育実践プログラム)

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

27百万円  
44百万円)

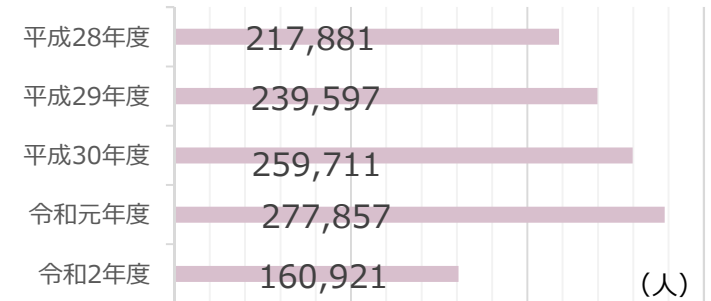


## 背景・課題

平成2年には約6万人だった日本語学習者数は、令和元年には約27万人となった。令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大による入国制限等により、主な日本語学習者である外国人留学生が大幅に減少しているものの、日本語学習のニーズに変化は無く、長期的には増加傾向である。日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化しており、こうした状況に適切に対応した日本語教育施策の展開が求められている。

本事業は、日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人等が行う日本語教育の教育上の課題や広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援することを通して、日本語教育の推進が図られることを目的としている。

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和2年度)



## 事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組を支援。

件数：11件⇒8件

(想定される取組例)

○読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組

例：会話はできて読み書きができない状態に置かれている外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

○可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組

例：自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、防災、医療等の情報発信と併せて地域住民と対話による日本語教育を実践する取組への支援

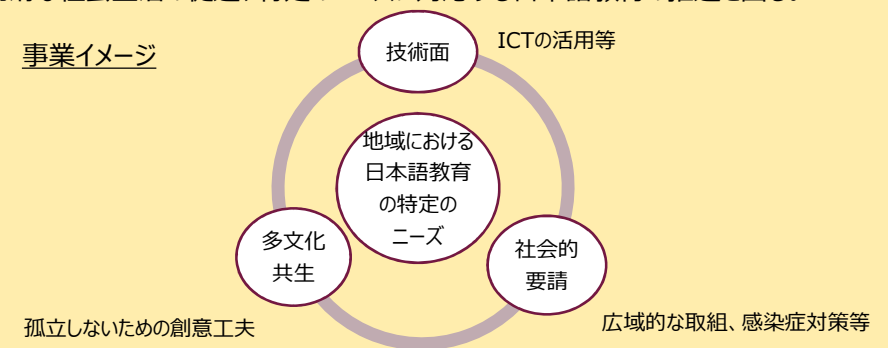
※プログラム(A)、(B)は前年度限りの経費

◀令和3年度採択実績▶ 件数：16件(うち、令和4年度要求プログラムの採択件数は8件)

### ▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。

事業イメージ



### アウトプット(活動目標)

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の実施。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

### アウトカム(成果目標)

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- ①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
  - ②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。
- ※実施団体にアンケートを取り、受講者数と上記学習効果を測定予定。

### インパクト(国民・社会への影響)

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。



# 「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

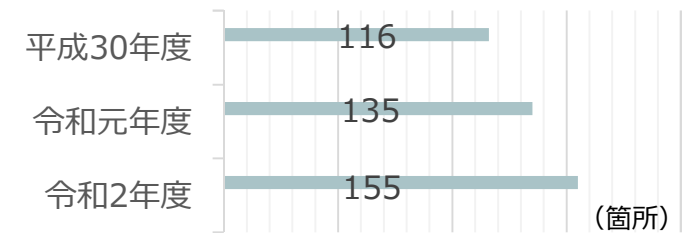
192百万円  
152百万円)



## 背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は1,133である（令和2年11月現在）。このうち、地域住民に対する外国人比率の全国平均2.27%以上でありながら空白地域である市区町村は155となっており、このような空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供するための支援が必要である。

外国人比率が全国平均以上の空白地域数の推移：（出典）文化庁日本語教育実態調査（平成30年度～令和2年度）



## 事業内容

空白地域在住の外国人に対する日本語学習機会の提供を目的として、以下の取組を行う。

### 1. 地域日本語教育スタートアッププログラム

《令和3年度採択実績》件数：20件（継続12件（2年目5件、3年目7件）、新規8件）

・アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

件数：53件（継続13件、新規20⇒40件）

単価：約170万円/件（オンライン対応経費等を追加）

### 2. 空白地域解消推進セミナー（1開催）、研究協議会（空白地域が多い都道府県2開催）の開催

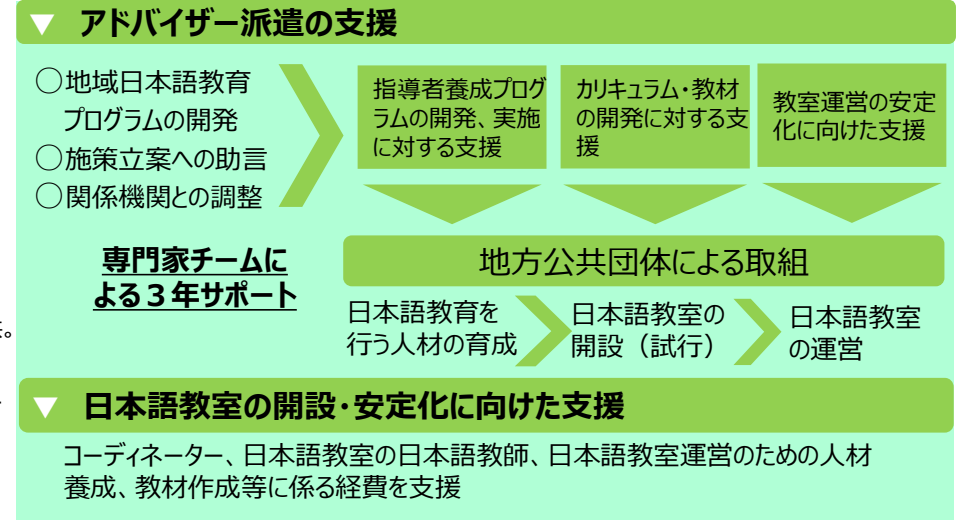
### 3. ICT教材の開発・提供【日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）】

・日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人が独学で日本語を習得できる学習教材（ICT教材）を開発・提供。（生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等。）

・14言語対応。（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語）

・地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加して、日本語学習教材の充実を図る。

### 【地域日本語教育スタートアッププログラム事業概要】



## アウトプット（活動目標）

- ・市区町村の日本語教室新規開設
- ・空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有
- ・ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供

## アウトカム（成果目標）

- ・市区町村における日本語教室の新規開設及び日本語教室の開設困難地域については、ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。
- ・日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。

## インパクト（国民・社会への影響）

- ・地域に日本語教室が開設或いはICT教材で、外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり、孤立することが少なくなる。
- ・外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受け入れが円滑になる。
- ・外国人との共生が図られるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。

# 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用事業

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

221百万円  
200百万円)



## 背景・課題

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。

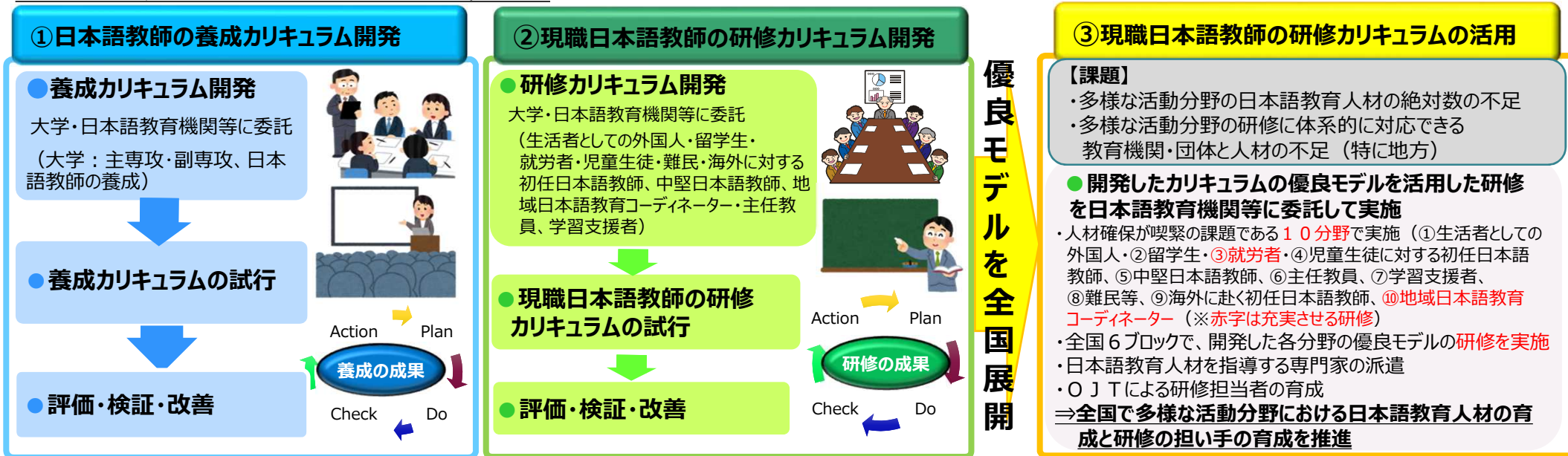
文化審議会国語分科会の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(改定版・平成31年3月)において、多様な分野に対応する日本語教師等に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムが提言された。これを踏まえ、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るため、養成・研修の現場で活用可能となる実践的なカリキュラムの開発事業を開始し、令和2年度から優良モデルを活用した研修を実施。

- ◎外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
- ◎日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）



## 事業内容

上記報告で示された「教育内容等」に基づき、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国各地で実施。令和4年度は、令和3年度策定予定の「日本語教育の参照枠」を踏まえたカリキュラム開発及び外国人就労者や地域日本語教育コーディネーター向けの研修事業の充実を図る。



### アウトプット（活動目標）

- ・日本語教師の養成・研修カリキュラムの開発
- ・現職日本語教師の研修事業の全国展開

### アウトカム（成果目標）

- ・優良な養成・研修カリキュラムの浸透
- ・日本語教師の増加及び各分野における活躍

### インパクト（国民・社会への影響）

- ・日本語教育の質の向上
- ・外国人との共生社会の実現に寄与

## 背景・課題

在留外国人数が格段に増えている昨今において、日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、**日本語教育を行う機関や日本語学習者及び日本語教師等の実態を把握することは必要不可欠である。**

また、**日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案を推進するための基礎資料**とすることが必要である。日本語教師を輩出する大学や日本語教育機関の養成・実習の現状、令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」に基づく教育リソースの効果検証等、現下における日本語教育施策に関連した調査・分析により、日本語教育の推進を図る。

(文化庁・日本語教育実態調査より)



## 事業内容

### 1. 日本語教育に関する実態調査 (昭和42年度から実施)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。

### 2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究 (平成26年度から実施)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和4年度は以下の3テーマを実施する。

- ① 「日本語教育の参照枠」の検証のための調査研究 (令和3年度から継続)  
令和3年度に作成された「日本語教育の参照枠」に基づく生活分野の言語能力記述文「生活Can do」の質的・量的検証を行う。
- ② 大学における教育実習実態調査 (令和3年度から継続)  
公認日本語教師 (仮称) の資格整備に向け、取得要件の一つである教育実習について、大学等における実施状況等の調査を行う。
- ③ 文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査 (令和元年度から継続)  
文化庁に届出がなされている日本語教師研修機関について、届出内容等の実施状況に関する実地調査を行う。

### 3. 日本語教育機関ポータルサイト構築のための実践研究 (新規)

日本語学習者や企業、地方公共団体等のニーズを整理し、日本語教育機関におけるプログラム開設状況等にアクセスするための多言語ポータルサイト構築に関する実践的な研究を行う。初年度は、学習者や企業等のニーズ把握のためのヒアリング調査を実施するほか、サイト設計の検討を行うための有識者会議を設置する。

#### アウトプット (活動目標)

- ・日本語教育の実態把握
- ・日本語教育の課題解決のための調査研究

#### アウトカム (成果目標)

- ・日本語教育の実態調査、課題解決の調査の施策への反映
- ・日本語教育の制度や環境整備に活用

#### インパクト (国民・社会への影響)

- ・日本語教育の質の維持及び向上
- ・外国人との共生社会への寄与



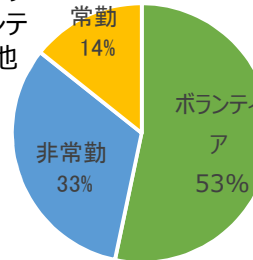
## 背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する人材が不十分であり、日本語教育機関で勤務する日本語教師が適切な指導を行える専門的な知識及び技能を有していることを保証する仕組みが必要。

このため、公認日本語教師の国家資格を創設するとともに、政省令の策定のための協力者会議の開催や、試験の実施に向けた調査研究、研修システムの開発といった、制度実施に必要となる予算事業を確実に実行することにより日本語教育の水準の維持向上を図り、外国人等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができる環境を整備し、在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現を図る。

国内の日本語教育人材のうち、現在約5割をボランティアによる者が占め、その他非常勤による者が3割、常勤による者は1割強。

文化庁「国内の日本語教育の概要」(令和元年11月1日現在)



### ○成長戦略FU(令和3年6月18日)抜粋 ii) 高度外国人材の受入促進(教育プログラム等の充実)

・日本語教育の推進に関する法律等に基づき、日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、2022年通常国会での法案提出も視野に、2021年度中に検討を進める。

## 事業内容

### 政令・省令検討のための調査研究協力者会議の開催 要求額：4百万円

- 日本語教師の資格化及び日本語教育機関の類型化に係る法律が令和4年度に成立予定であることを踏まえ、政令及び省令の検討に当たり、制度をより実状に沿ったものとするため、調査研究会議を設置し有識者の意見を聞く。
- 【検討課題：(資格) 指定日本語教師養成機関の認定基準、試験実施機関及び登録機関の要件等、(機関の類型化) 評価制度の基準の詳細、第三者認定機関の詳細等】
- ・事業期間：令和4年度

### 公認日本語教師試験等の運用のための調査研究 要求額：82百万円

- 国家資格の運用には、日本語教師の能力を判定するための試験の開発を行う必要がある。本事業では、適切な試験実施に向け試験内容の詳細や試験実施体制について、有識者会議の設置やヒアリング調査等を通じ検討を行う。

① 下記②及び③に関する調査研究協力者会議の開催 ・要求額：4百万円 ・事業期間：令和4年度～令和6年度

#### ② 日本語教育能力試験の実施に向けたシステム開発

➡ 試験の受付や、受験者のデータ蓄積、回答分析等が可能な試験運用システムの開発を行う。令和4年度はシステムの仕様定義を行う予定。

・要求額(案)：56百万円

・事業期間：令和4年度～令和6年度

#### ③ 自己研鑽研修に関するシステム開発

➡ 公認日本語教師には、「知識及び技能向上のための研修」の受講による自己研鑽が義務づけられることになるが、各教師が研修を受講し、データを蓄積するための研修システムを構築。令和4年度はシステムの仕様定義のためのアンケート調査等を行うほか、既存の研修等の内容との整合性を調査するなど、既存の研修と本研修システムの紐づけを行うためのヒアリング調査等を実施する。

・要求額：22百万円

・事業期間：令和4年度～令和6年度

### アウトプット(活動目標)

・政省令の策定やシステム開発等資格化に必要な環境の整備

・公認日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

### アウトカム(成果目標)

・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応

・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

### インパクト(国民・社会への影響)

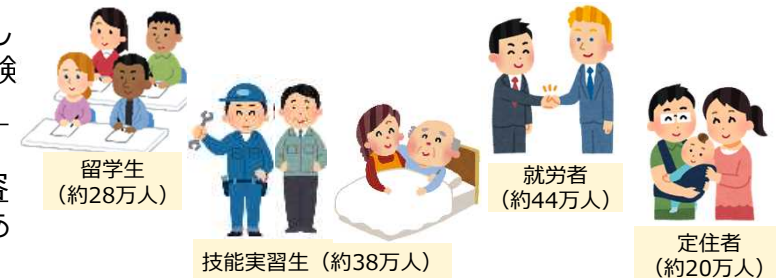
在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現



## 背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、**日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がない**ため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年度末に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する**共通の指標として「日本語教育の参照枠」**(いわば物差し)を策定予定であることから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。



## 事業内容

### 「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業 (新規) ➤ 5機関×1000万円 (予定)

「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文: Can doという。)やレベル尺度(A1~C2の6段階)等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策 (令和3年6月改訂)

※日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月)

#### 1. 【参照枠を活用した教育モデルの開発】

※10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- Can doに基づくカリキュラム開発・試行
- 教育機関内の教師研修の開発
- 評価法・教材等の開発



#### 2. 【開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進】

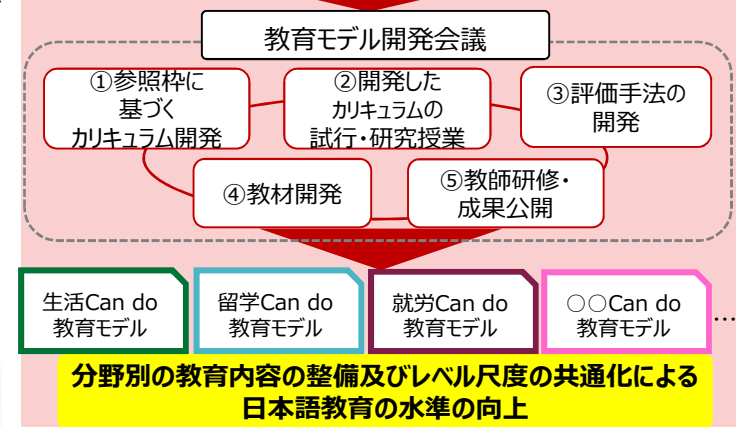
※1で開発した教育モデルを広く公開する

- ◆ 開発した教育・研修モデルの公開
- ◆ 授業研究のための公開授業



### 「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する生活のための日本語教育機関
- (2) 留学生を対象とした日本語教育機関
- (3) 就労のための日本語教育実施機関 など



### アウトプット (活動目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
- ② 教育実践活動のモデル構築
- ③ 教育内容に応じた評価手法の開発
- ④ 公開授業・教師研修の開発
- ⑤ 分野別日本語教育の連携モデルの開発

### アウトカム (成果目標)

- ① 共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
- ② 教育実践活動のモデル構築による授業改善
- ③ 教育内容に応じた評価手法の改善
- ④ 公開授業・教師研修による教育の質の向上
- ⑤ 分野別日本語教育の連携

### インパクト (国民・社会への影響)

- 国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
- 我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
- 共生社会の実現に寄与

## 背景・課題

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のために「日本語教育大会」を開催する。

### ○ 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）（抜粋）

#### 2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

#### 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

##### (2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

## 事業内容

### ○日本語教育大会

- 日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と増進に資する。

主な参加者：・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者

- ・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生
- ・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等

- 件数・単価：2箇所（東日本地域（東京）及び西日本地域）×約15百万円（予定）
- 参加者数：東日本地域（東京）：600名程度、西日本地域：300名程度
- 開始年度：昭和51年～



過去の開催の様子

### アウトプット（活動目標）

最新の日本語教育に係る情報及び事例等の共有を図る

### アウトカム（成果目標）

外国人等が社会に参加して共生していくために必要な日本語についての正しい理解が進む

先進事例を踏まえた施策の検討が進む

### インパクト（国民・社会への影響）

国民の理解と関心を増進するとともに、最新事例を踏まえた施策の実施などを通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現

# 省庁連携日本語教育基盤整備事業

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

4百万円  
4百万円



## 背景・課題

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条の規定に基づき、令和元年9月に設置した「日本語教育推進会議」（関係府省庁の局長級で構成）において関係行政機関相互の調整を行うことにより日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るとともに、この調整を行うに際しては、同年9月に設置した「日本語教育推進関係者会議」（日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者で構成）へ意見を聴く。
- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）の公開・運用を行うとともに、登録される日本語教育コンテンツの充実を図る。

### ○ 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）（抜粋）

（日本語教育推進会議）

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

## 事業内容

### ○ 日本語教育推進関係者会議の開催

- 文部科学省、外務省その他の関係行政機関が日本語教育の推進に係り調整するにあたり、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第27条第2項の規定に基づき、「日本語教育推進関係者会議」に意見を聴くため、開催するもの。
- 開始年度：令和元年～
- 開催実績：計3回（令和3年7月末時点。）

### ○ 日本語教育コンテンツ共有化推進事業

- 日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS：Nihongo Education contents Web sharing System）の公開・運用（運用開始：平成25年4月1日）。
- 開始年度：平成23年～



### アウトプット（活動目標）

- 施策検討における専門的な意見の聴取
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムの記事掲載数の増加

### アウトカム（成果目標）

- 専門的な知見に基づく適切な施策の検討
- 各種日本語教育に係る情報の共通システムへのアクセス数の増加


### インパクト（国民・社会への影響）

国民の理解と関心を増進するとともに、適切な知見に基づく施策の実施を通じ、外国人等が社会の一員として受け入れられる共生社会の実現



# 条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

令和4年度要求額  
(前年度予算額)

55百万円  
55百万円) 

## 背景・課題

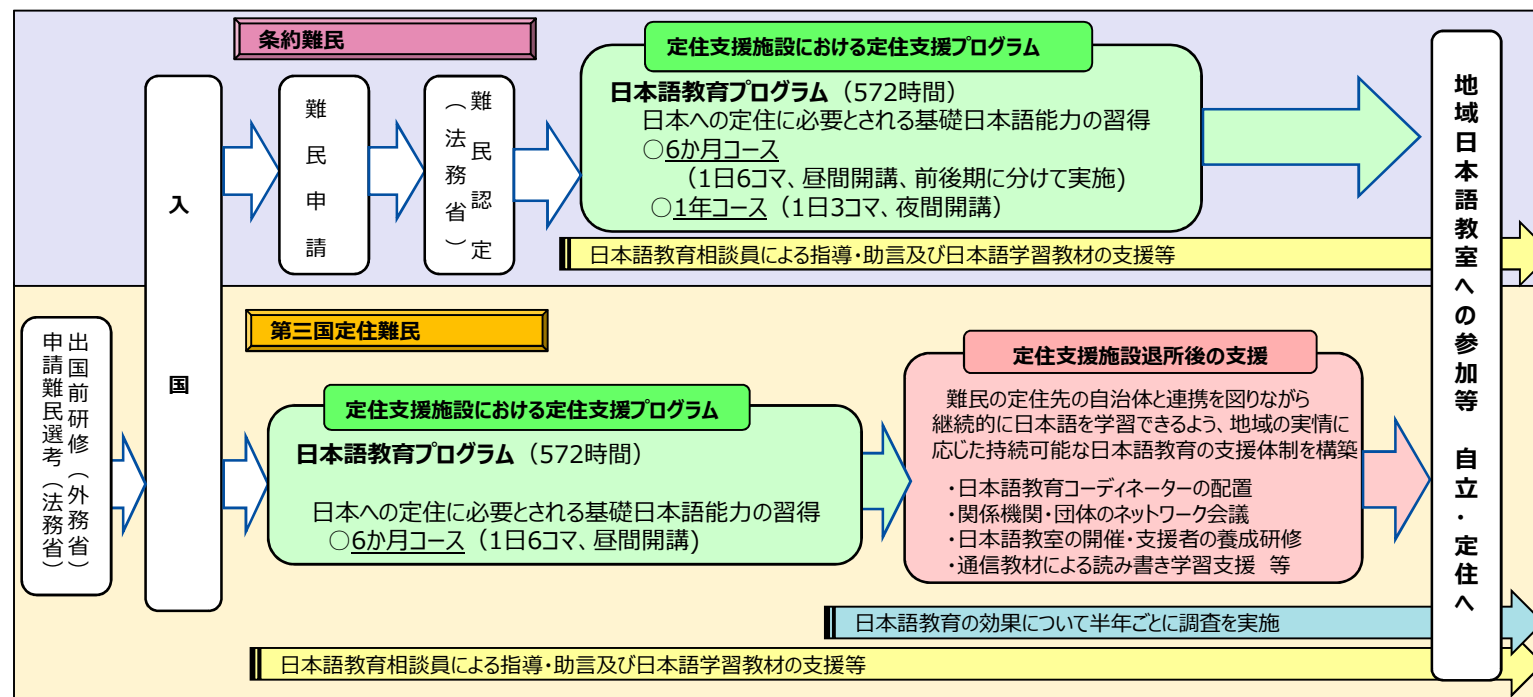
条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年8月7日付閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から年2回60名の受入れを行うこととなった。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年6月28日付閣議了解）」及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について（同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正）」

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受け入れる者。

## 事業内容



<b>アウトプット（活動目標）</b> ・必要とされる難民への日本語教育支援	<b>アウトカム（成果目標）</b> ・難民の自立・定住の促進	<b>インパクト（国民・社会への影響）</b> ・外国人共生社会の実現に寄与
---	------------------------------------	---